

### 3 部分休業について

#### Q 1 部分休業とはどのような制度ですか？

A 1 育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合、公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部又は全部を勤務しないことができる制度です。仕事をしながら育児ができること、育児を分担できること、長期休業による職場復帰への不安がないことなどがメリットです。

部分休業は、次のA 2のとおり2つの形態があり、職員はいずれかを選択し、勤務時間中の任意の時間に請求することができます。小学校就学に達するまでの子を養育している職員であれば、男女を問わず請求できます。

ただし、A 3に該当する職員は部分休業をすることができません。

#### Q 2 部分休業の2つの形態とは？

A 2 「第1号部分休業」と「第2号部分休業」の2つの形態があります。職員は、年度毎にいずれかの形態を選択し、申し出をすることとなっています。いずれの形態も勤務時間中の任意の時間に請求することができます。

① 1号部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第1号）

- ・ 1日につき2時間を超えない範囲内
- ・ 勤務時間内に30分単位で取得可能（勤務時間の始めや終わりに取得することも可能）

	30分		30分		1時間	
--	-----	--	-----	--	-----	--

② 2号部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号）

- ・ 年度毎に下記の時間を超えない範囲で取得可能  
常勤職員 77時間30分（10日相当）  
非常勤職員 当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
- ・ 1時間単位で取得可能であり、1日での取得も可

1時間～1日

#### Q 3 部分休業をすることができない職員は？

A 3 次の職員は、部分休業をすることができません。

- ① 人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

② 育児短時間勤務をしている職員

**Q 4 部分休業を請求する際の事務手続は？**

A 4 部分休業を請求しようとする職員は、「第1号部分休業承認請求書（様式第6号）」又は「第2号部分休業承認請求書（様式第6号の2）」に子の氏名等を証明する書類を添付し、あらかじめ、所属長に提出することとなります。

（第1号部分休業を請求しようとする職員は、なるべく早めに所属長に相談してください。県費負担教職員にあつては、各市町村教育委員会の規則で定める「部分休業承認請求書」により請求手続を行うこととなります。）

※宮城県教育庁本庁や地方機関等の学校以外の所属に勤務する職員については、電磁的方法により行うことが可能です。

**Q 5 部分休業の申出と請求の関係は？**

A 5 部分休業の請求をしようとする職員は、年度毎に、あらかじめ、「第1号部分休業」か「第2号部分休業」のどちらを請求するかを申し出るものとなっています。

その年度において最初の部分休業の請求をしようとするときは、いずれかの部分休業を請求することを申し出、併せて、具体的な日時を指定し部分休業の承認を請求することとなります。（その年度において、2回目以降の承認を請求する場合は、申出を行う必要はなく、承認の請求のみを行うこととなります。）

**Q 6 第1号部分休業と第2号部分休業を年度途中で変更することは可能ですか？**

A 6 第1号部分休業または第2号部分休業のいずれかを選択した際に予測することができなかった特別な事情（配偶者が負傷又は疾病により入院した場合や、配偶者と別居した場合など）が生じた場合は、変更が可能です。

第1号部分休業から第2号部分休業に変更した場合、変更した時期に関係なく取得できる時間は、常勤職員であれば77時間30分（10日相当）を超えない範囲となります。

年度内に第2号部分休業から第1号部分休業に変更した後、再び第2号部分休業に変更した場合は、既に取得した分を差し引いた残時間が引き継がれます。

**Q 7 部分休業をした場合の給与はどのようになりますか？**

A 7 給与について、部分休業をした翌月の給与から、勤務しなかった時間数に応じて、勤務1時間当たりの給与額が減額されて支給されます。

期末・勤勉手当については、次のとおりです。

- ・ 期末手当

部分休業の期間は、在職期間から除算されません。

- ・ 勤勉手当

基準日（6月1日、12月1日）以前6箇月の期間における部分休業の取得時間数を日に換算した日数が30日を超える場合は、その全期間が除算されます。

#### ※公立学校共済組合関係

##### ○育児時短勤務手当金

組合員が2歳に満たない子を養育するために部分休業を取得したとき「育児時短勤務手当金」が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その月の育児時短勤務手当金は給付させません。

- ・ 当月の報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額の100%以上であるとき
- ・ 当月の報酬の額が、支給限度額以上であるとき
- ・ 当月の育児時短勤務手当金の額が、最低限度額未満であるとき

#### Q 8 部分休業をした場合、昇給に影響がありますか？

A 8 部分休業により勤務していない期間については、「勤務していない日」として取り扱わないため、昇給に影響はありません。

#### Q 9 部分休業や育児短時間勤務に伴い給与が減額された場合、公立学校共済組合の掛金はどのようになりますか？

A 9 標準報酬月額制により、減額後の給与額を基に掛金が算定されます。

なお、共済組合に申し出ることにより、3歳未満の子を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、「年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例（※）」の適用を受けることができます。

※ 年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。

※ 特例の適用を受けた場合、特例の対象期間のうち「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬」を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該

月の標準報酬」とみなして年金額の計算をすることができます。

※ 申出は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。

**Q10 育児時間（特別休暇）と部分休業との関係は？**

A10 育児時間は子が1歳6箇月に達するまでの期間で、1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して90分以内で認められます。男性も取得できますが、あくまで女性が取得しない範囲内で認められることとなります。

一方、部分休業は子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間で、1号部分休業か2号部分休業かを選択し、勤務時間中の任意の時間に取得が可能です。

なお、第1号部分休業と育児時間を併用する場合は、1日につき2時間の範囲内で認められます。部分休業は給与が減額されますが（A7参照）、育児時間は特別休暇であり有給です。

**【育児時間及び第1号部分休業の取得例】**

① 出勤・退勤時に育児時間を取得する場合（子が1歳6箇月未満）

8:30	9:00					16:15	17:15
	育児時間			勤務			育児時間

② 勤務時間の途中に取得する場合（子が1歳6箇月未満）

8:30			13:45		15:15		17:15
		勤務		育児時間		勤務	

③ 出勤時30分、退勤時1時間30分を必要とする場合（子が1歳6箇月未満）

8:30	9:00					15:45	17:15
	部分休業			勤務			育児時間

④ 出勤・退勤時に部分休業をする場合

8:30	9:30					16:15	17:15
	部分休業			勤務			部分休業